

問20 色彩写真（カラー写真）の提出について（特・実）

色彩写真（カラー写真）を提出したい場合は、どのように提出すればいいですか。

答： 色彩写真（カラー写真）については、色彩写真が審査の参考に資する場合に、参考資料等として提出することができます。その場合は物件提出書（特許法施行規則様式第22）により提出してください。その際の【提出する物件】の欄には「カラー写真（図○）」と記載してください。

（注）「（図○）」には、カラー写真を提出する図面の図番号を記載してください。

なお、願書に添付する図面の描き方は、「原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない」（特許法施行規則様式第30備考4）とされているため、カラー図面を提出することはできません。